

保 健 福 祉 関 係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
災害弔慰金の支給 (市災害弔慰金の支給等に関する条例)	○弔慰金の支給額 世帯主の死亡 500万円 世帯主以外の死亡 250万円	○市内で住居が5世帯以上滅失した場合の災害 ○県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村の数が3以上存在する場合の災害 ○県内において、災害救助法による救助が行われた市町村が1以上ある場合の災害 ○災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2以上ある場合の災害 上記のいずれかに該当する場合	自然災害により死亡した者の遺族	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127
災害障害見舞金の支給 (市災害弔慰金の支給等に関する条例)	○見舞金の支給額 世帯主が障害を負った場合 250万円 世帯主以外が障害を負った場合 125万円		自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127
災害援護資金の貸付 (市災害弔慰金の支給等に関する条例)	○災害援護資金の貸付額 150～350万円(所得制限あり) 1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じてそれぞれ異なるため、問い合わせください。 償還期間10年(うち据置期間3年又は5年) 利率年1%又は無利子(条件あり)	福岡県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害が発生した場合	左記の災害により世帯主が負傷又は住居・家財に被害を受けた者	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127
災害見舞金の支給 (市災害見舞金規程)	①1世帯あたり 5万円 ②1世帯あたり 3万円 ③1世帯あたり 1万円 ④1人あたり 3万円 ⑤1人あたり 5万円	①住居が全壊、全焼、又は流失したとき ②住居が半壊又は半焼したとき ③住居が床上浸水したとき ④重傷者が出たとき ⑤死亡又は行方不明者が出たとき	被災者の世帯主、重傷者本人又は被災者の遺族	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127
福岡県災害見舞金等の支給 (福岡県災害見舞金等交付要綱)	①一般世帯10万円、単身世帯5万円 ②一般世帯5万円、単身世帯2万 5千円 ③一般世帯3万円、単身世帯1万 5千円 ④県民20万円、県民外 3万円 ⑤ひん死の重傷又は負傷が原因で傷病者となる場合 10万円 要治療6カ月以上8万円、要治療3カ月以上6万円、要治療1カ月以上4万円 ※災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合は対象外	○県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○市内で25世帯以上の住家が滅失した災害 ○死者及び行方不明者が5人以上の災害 ○死者、行方不明者及び重傷者が20人以上の災害 ○市内で住家が5世帯以上滅失し、死者又は行方不明者があった場合 上記のいずれかに該当する場合	①住居の全壊、全焼流失 ②住居の半壊、半焼 ③住居の床上浸水 ④死者・行方不明者 ⑤重傷者	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127

保 健 福 祉 関 係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
被災者生活再建支援金の支給 (被災者生活再建支援法)	【支援金支給限度額】 以下の2つの支援金の合計額 (単身世帯の場合は、各該当金額の3/4の額) 1. 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金） ①全壊100万円 ②解体100万円 ③長期避難100万円 ④大規模半壊50万円 2. 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金） ・建設、購入200万円 ・補修100万円 ・賃借（公営住宅以外）50万円	○災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ○10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ○100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 上記のいずれかに該当する場合	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127
生活福祉資金（福祉費）の貸付 (福岡県生活福祉資金貸付規定)	○福祉費の貸付 限度額150万円（低所得世帯に対してのみ） 償還期間7年（据置期間6カ月）連帯保証人有…無利子、連帯保証人無…利率年1. 5 % ※災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外	自然災害が発生した場合	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	筑紫野市社会福祉協議会総務課総務担当 092-920-8008
日本赤十字社救援物資の支給 (日本赤十字社救護規則)	①毛布1枚を世帯員の数 日用品セット1世帯1組 タオルセット1世帯2組 救急医薬品セット1世帯1組 ②日用品セット1世帯1組 タオルセット1世帯1組 救急医薬品セット1世帯1組	災害により住居が ①全焼、全壊、流失した時 ②半焼、半壊、床上浸水した時	災害により被災した世帯	健康福祉部生活福祉課 地域福祉担当 092-557-5127
保育所保育料の減免等 (市保育料徴収規則)	保育料の全部もしくは一部の減免や徴収延期	災害等で甚大な被害を被ったと認められる場合	扶養義務者	こども部こども政策課 保育担当 092-557-5125
児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	災害等で甚大な被害を被ったと認められる場合	受給者、扶養義務者	こども部こども政策課 給付・支援担当 092-557-5126
母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付	母子父子寡婦世帯の被災者に対する住宅資金の貸付並びに事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長 母子父子寡婦福祉資金の償還金支払猶予	災害等で甚大な被害を被ったと認められる場合	母子父子寡婦世帯	こども部こども政策課 給付・支援担当 092-557-5126

保 健 福 祉 関 係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」介護給付費等の額の特例 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、同施行規則、市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則)	介護給付費等の額を90/100から 100/100までの範囲内で増加	災害等の事情により利用者又はその属する世帯の主たる生計維持者が障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認められる場合	①支給決定障がい者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと ②支給決定障がい者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと ③支給決定障がい者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと ほか	健康福祉部生活福祉課 障がい者福祉担当 (内線426・427・428・429)